令和4年9月15日(木曜日)

令和3年度決算審查特別委員会

(第5日目)

#### 令和4年9月15日(木曜日)

出席議員(1名)

議 長 星 喜美男 君

#### 出席委員(12名)

委員長 村岡賢一君

副委員長 後藤伸太郎 君

委員伊藤俊君 阿部司君

髙 橋 尚 勝 君 須 藤 清 孝 君

佐藤雄一君 佐藤正明君

及川幸子君 今野雄紀君

三浦清人君 菅原辰雄君

## 欠席委員(なし)

#### 説明のため出席した者の職氏名

仁 君 町 長 佐藤 副 町 長 最 知 明広君 総 務 課 長 及 川 明君 画 課 長 佐 藤 宏 明 君 企 佐 藤 文 君 町 民 税 務 課 長 正 保健福祉課長 髙 橋 晶 子 君 農林水産課長 千 葉 啓 君 建 設 課 長 及 川 弘 君 幸 会計管理者兼会計課長 菅 原 義明君 上下水道事業所長補佐 秀 一 君 石 田 兼上水道係長 南三陸病院事務部事務長 後藤 正博君 教育長齊藤明君教育委員会事務局長芳賀洋子君代表監查委員目君監查委員事第知樹君

# 事務局職員出席者

事務局長 男澤知樹

主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長

主 事 山 内 舞 祐

### 令和3年度決算審査特別委員会の会議の概要

午前10時00分 開会

○委員長(村岡賢一君) おはようございます。令和3年度決算審査特別委員会の4日目でございます。活発な中にあっても簡潔に審議をお願い申し上げます。

ただいまの出席委員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

暑い方は脱衣を許可いたします。

昨日に引き続き、認定第1号令和3年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

9款教育費の質疑が途中であります。教育費の質疑を続行します。

質疑願います。三浦委員。

○三浦清人委員 おはようございます。

学校給食の関係であります。歳入、今、歳出なんですけれども、4,400万円ほどの収入ということで、残念ながら収入未済額も結構、金額を示されておりますし、町としましても第2子から給食費の減額、あるいは、収入によっての減額等々、いろんな補助事業といいますか、給食費に対する町の補助というのもあるわけであります。

教育長にお聞きしたいんですけれども、私的には学校給食を無料にしてはどうかという思いがあるわけです。それは、移住・定住対策の一環でもありますし、また、子育て支援の観点からも考えているわけであります。人口減対策等々の目的で学校給食の無料化というものを考えているわけでありますが、条例改正、規則の改正等々、これから段階を踏んでやっていかなければならないことでありますが、もし無料化になった場合において、御父兄の方々からお叱りを受けるようなことがありますでしょうかね。教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

- ○委員長(村岡賢一君) 教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) おはようございます。

議員のお話のとおり、現行、給食費の助成制度ということで行われまして、まさに町の施策 として行われていて子育て家庭の経済支援ということで、そういう面では非常に効果が上が っていると思っております。

御提案の件につきましては、実施の有無等については町の施策で判断するものでございます

ので、私からは答弁は控えさせていただければありがたいと思っているところでございます。

○委員長(村岡賢一君) 当局答弁。

教育長、もう一度お願いします。教育長。

○教育長(齊藤 明君) 申し訳ございませんでした。

給食費が無料になるということについては、やはり保護者のほうも無料というのはありがたいというふうに思うと思っております。

- ○委員長(村岡賢一君) ほかに。伊藤委員。
- ○伊藤 俊委員 おはようございます。

2つお聞きしたいと思います。

決算書の161ページ、162ページ、社会教育総務費の目の中で負担金補助金交付金の節でございます。生涯学習振興事業補助金についてお聞きしたかったんですが、この節を見ますと、予算計上が178万となっておりまして、支出済が82万2,312円、不用額が95万7,688円ということで、恐らくこれは、ここをお聞きしたいんですけれども、コロナの関係で生涯学習振興事業補助金が減額されたのかと思ったんですけれども、まずこの部分、何団体に64万3,012円が交付補助されたか。この点をまずお聞きできればと思います。

また、これはお金の面というよりは、附表の128ページなんですが、保健体育費のページの中でスポーツ団体の育成指導、2番目ですか、スポーツ少年団をはじめとした関係団体の育成指導者の養成に努めたとありまして、町内9団体、スポーツ少年団、あるということなんですが、ここはお考えをお聞きしたいんですけれども、指導者の養成に努めたというのは、具体的に3年度、何をされたかというのを少し深掘りしてお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

- ○委員長(村岡賢一君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(芳賀洋子君) まず、1点目の補助金の実績なんですけれども、17団体に交付しました。コロナ禍の影響で、事業費的な補助もございますので、団体による事業が実施されない場合には交付の対象にならなかったりするので、そういった決算になりました。それから、スポーツ団体の育成事業というところでは、体育協会に属している団体でもございますので、そちらの方々と連携をして実際、スポーツ少年団に関わる方々の指導者の育成というところで、具体にいつ、何をというところが今、お答えできないので、後ほど確認しましてお答えさせていただければと思います。
- ○委員長(村岡賢一君) 伊藤委員。

○伊藤 俊委員 まず、補助金のほうは17団体ということで伺いました。恐らく算定基準とかいるいろ関係して、できなかった事業もたくさんある中で、各団体さん、結局、交付しても使えないということであれば補助できないという部分もあったかもしれませんが、ただ、この中で、3年度はこうしてできなかったけれども、これがまた4年度も踏襲されているのか。今、昨年、一昨年と比べても、行動制限等はもちろんなくなってきている感じもありますし、また、感染者もまだまだ多いという現状でもありますが、4年度も各団体の皆様、いろんな事業やイベントを企画されていて予算組みをされているんですが、やはりこういった補助が受けられないと実施したくてもできないという声も伺っております。そういった意味で、方針というか、3年度の決算を受けて今後の考え方を、この部分についてどのように考えているか、どのように運用していくか、補助していくか、お聞きできればと思います。

また、スポーツ少年団については、体育協会との連携の中で指導者について育成や養成にも努めるということで、担い手というのはこの問題に限らずいろんな問題でこの議会の中でもいろいろ発言、議論されておりますが、指導者不足というのも子供たちにとっては幸せなことではないのかなとも思いますし、現状、指導者の方々がどうしても手弁当、ボランティアの部分が非常に大きくて、これはとある団体ですけれども、やはり保護者とか、学校もそうかもしれませんが、指導者に対して何も言えない雰囲気も感じる部分もありますので、逆に、子供たちが指導者の1つの価値観によってスポーツをしている。その中で、指導者の資質によっては昔ながらの指導者も存在すると思いますので、逆にスポーツを嫌いになったりとか、嫌になったりとかという声も、子供本人というよりは保護者の方からも聞こえてくる。その中で、この部分、教育委員会としてしっかり保護者や学校とのコミュニケーション、醸成を図れているか、その部分、現状をお聞かせください。

- ○委員長(村岡賢一君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(芳賀洋子君) 1点目の補助金につきましては、補助対象という部分でどうしても対象にならなかったり、そういう部分もありますけれども、できるだけ団体さんの申請の際に相談に応じながら、対象経費と対象経費ではない部分のそういう相談に応じながら申請をするという立ち位置でやっているところでございます。自主的な活動を支えるというところでは大変大きな意味合いがあると思っていますので、その考え方は今後も変わらないと考えています。

それから、スポーツ少年団の関係なんですけれども、委員がおっしゃるようなこともあるの だとは思いますけれども、団体さんとしての考え方とか、そういうこともあるとは思います ので、教育委員会として自主的な活動に対する支援がどこまでできるかということを考えながら、そういう指導者の方々への聞き取りでしたり、そういうことももしかしたらあるのかもしれませんけれども、まずは団体さんから声を上げて、相談を寄せていただくことがまず一番なのかなと思いますので、そういうところで相談が寄せられたときには相談に応じる体制を常に整えておきたいと思っております。

- ○委員長(村岡賢一君) 伊藤委員。
- ○伊藤 俊委員 スポーツ少年団の部分については、子供たち本人が直接、指導者をやはり慕って活動されている部分もありますので、なかなか声を上げづらいのではないかなと。逆に、親御さんと指導者の中であつれきが生まれたりすると、当然せっかくの子供の意欲をそぐことにもなりますし、もう少し、ハラスメントという言葉になってしまうと収拾がつかないと思いますので、本当に問題が小さいうちにぜひ相談できるような体制づくりをお願いするところでございます。これはお願いという点でこの場ではとどめておきたいと思います。

また、コミュニティーの補助についても、まずは相談ベースでということで伺いましたので、何とか住民主体の地域づくりのために、ケース・バイ・ケースあるかもしれませんが、しっかりと各団体、住民の方の声を拾い上げて、4年度、5年度も事業が実施できるような地域づくりを望んでいきますので、これを意見として沿えまして質問を終わりたいと思います。

○委員長(村岡賢一君) ほかに。(「なし」の声あり)なければ、9款教育費の質疑を終わります。

次に、10款災害復旧費から13款予備費、173ページから184ページまでの審査を行います。 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長(千葉 啓君) おはようございます。

それでは、173ページ中段から10款災害復旧費について御説明いたします。

まず、10款全体の決算額は66億6,623万2,022円となり、予算執行率62.6%、対前年度比 31.7%の減額となっております。

それでは、1項農林水産業施設災害復旧費から各目ごとの決算状況を御説明いたします。

まず、1目農業施設災害復旧費につきましては、台風19号農業施設災害復旧に係る経費であります。決算額4,598万円で予算執行率92.0%、対前年度比41.4%の増額となっております。 増額の主な要因につきましては、前年度からの繰越事業を行ったというところでございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(及川幸弘君) 続きまして、2目林道施設災害復旧費の説明をさせていただきます。

決算額1億1,232万960円、執行率70.45%、前年度対比プラス297.3%でございます。主な要因といたしまして、R2年度からの繰越事業の支出が増えたというのが主な要因となってございます。

3 目漁港施設災害復旧費でございます。決算額50億6,158万6,537円、執行率57.54%。執行率が低いのは、次年度への繰越事業に伴うものでございます。対前年度比マイナス38%。主な要因といたしまして、災害復旧工事の進捗に伴う減でございます。

続きまして、2項公共土木施設災害復旧費でございます。執行率88.4%、対前年度比2.1% のプラスでございます。全体的には前年度並みということでございます。

1目道路橋りょう災害復旧費でございます。決算額7億5,687万1,359円、執行率86.5%、対前年度比マイナス37.7%でございます。主な要因といたしまして災害復旧事業の進捗に伴う減でございます。

2目河川災害復旧費、決算額6億9,946万3,166円、執行率90.6%、対前年度比プラス 245.1%でございます。R2年度からの繰越事業の支出に伴うものが主な原因となってござい ます。

- ○委員長(村岡賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(及川 明君) 同じく177、178ページになります。

11款公債費でございます。公債費につきましては、町債の元金及び利子の償還金となっております。

- 1項1目元金の執行率は99.9%で、前年度対比では3.6%の減となっております。
- 2目利子の執行率は98.4%で、前年度対比では15.0%の減となっております。

附表24ページに参考資料を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

- ○委員長(村岡賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) 続きまして、12款復興費でございます。ページ数は177ページから 182ページまでになります。決算附表につきましては、155ページから163ページまでとなります。

最初に、12款復興費全体について御説明をさせていただきます。

12款全体では15億2,248万4,011円で決算し、予算に対する執行率は66.8%で、令和2年度決算と対比しますとマイナス80.5%と大きな減となってございます。復興事業がおおむね完了となりまして令和3年度の当初予算編成時においても13目が廃目になるなど、款全体として予算、決算共に大きく減額となっている状況でございます。

次に、1項復興総務費の項全体の予算に対する執行率は69.1%、令和2年度決算と対比しますとマイナス82.3%となってございます。

続きまして、目ごとの説明となります。

初めに、1目復興管理費でございますが、復興管理費の予算に対する執行率は98.8%で、令和2年度決算と対比しますとマイナス84.9%の大きな減となってございます。減額となりました要因につきましては、次ページ180ページ上段にございます事業精算に伴いまして過年度復興交付金の返還金が大きく減額になったことによりまして、これが項全体のマイナスの原因となってございます。

続きまして、2目地域復興費でございます。地域復興費の予算に対する執行率は26.7%で、 令和2年度決算と比較しますとプラス19.4%となってございます。増額となりました要因は、 地域復興基金を財源に伊里前地区南側整備工事に着手したことによるものですが、一方で執 行率が低調な要因も同予算を令和4年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、3目復興推進費でございます。復興推進費の予算に対する執行率は29.2%で、令和2年度決算と対比いたしますとプラス55.4%と大きく増となってございます。増額となりました要因は、震災復興基金を財源に震災伝承施設、南三陸311メモリアルへの展示関連業務を執行いたしましたほか、地区集会所の整備に対する補助であります被災地域交流拠点施設整備事業補助金を支出したことによるもので、執行率が低調となりました要因といたしましては、311メモリアルへの展示関連業務を令和4年度に繰り越したことによるものでございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(及川幸弘君) 続きまして、4目被災者住宅再建支援事業でございます。全体の執行率は100%でございます。対前年度比はマイナス69.2%でございます。主な要因といたしまして、住宅再建が進んだことによる事業費の減ということでございます。

続きまして、2項復興農林水産業費でございます。全体の執行率は60.9%、対前年度比はマイナス46%でございます。全体的に事業の進捗に伴う減というのが主な要因となってございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) 続きまして、1目農山漁村地域復興基盤総合整備事業費につきまして説明いたします。県から町に委託されております農地圃場整備に係る換地業務の経費でございます。決算額75万9,000円で予算執行率3.9%、対前年度比92.5%の減額となってお

ります。減額の主な要因につきましては、農地圃場換地業務の進捗によるものでございます。 残事業につきましては、令和4年度に繰り越して完了を目指すものでございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 建設課長。
- ○建設課長(及川幸弘君) 続きまして、2目漁業集落防災機能強化事業でございます。全体の 執行率は62.83%、対前年度比はマイナス44.4%でございます。主な要因といたしましては、 復興事業の進捗に伴う減でございます。

3 目漁港施設機能強化事業でございます。全体の執行率は60.29%でございます。対前年度 比はマイナス70.1%でございます。先ほど同様、事業の進捗に伴う事業費の減が主な要因と なってございます。

続きまして、3項復興効果促進費でございます。全体の執行率は67.6%、対前年度比はマイナス76.6%でございます。事業進捗に伴う減と目の整理に伴う事業費の減というのが主な要因となってございます。

1目復興地域づくり加速化事業でございます。全体の執行率は67.59%、対前年度比はマイナス45%となってございます。執行率が低いのは、先ほど企画課長からも説明ありましたように、伊里前の南側整備事業等の事業費を繰り越したことによるものでございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(及川 明君) 最後となります。

13款予備費でございます。予見しがたい予算超過に対応する財政調整のため、決算書に記載のとおり充用させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。

- ○委員長(村岡賢一君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑願います。今野委員。
- ○今野雄紀委員 最初に173ページ、農業関係で伺いたいと思います。施設復旧ということで台 風19号分がなっているわけなんですけれども、決算ですので全て復旧は終わったのか。その 辺を伺いたいと思います。

もう1点、いろんな施設があると思うんですが、今後の農業というんですか、施設に頼るもの、頼らないもの、いろいろあると思うんですけれども、実は昨今、温暖化の関係で青森のほうでもリンゴから桃に変えたというニュースを耳にしました。そこで当町でも、これまでのような栽培品目といったものを続けていくんでしょうけれども、今後を見据えて転換するとか、転換のための取組といったことをする必要もあると思うんですが、そういった考えを

伺いたいと思います。

あと、もう1点は、附表の155ページ、道の駅関係なんですけれども、1,368万とあるんですが、プログラム分とバナー分なんでしょうけれども、それぞれの内訳、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

もう1点、道の駅関係なんですけれども、いよいよ10月からオープンということで、一体型の道の駅ということでこれまで進めてきたわけなんですけれども、そこで、一体型を運営する主体というんですか。管理運営する主体が町だということで、私は事前に聞いて確認したんですけれども、町となった場合に、一体型であるがゆえに様々な難しさが出てくると思うんですけれども、そういったところはクリアできるのか。あとは、今後、町ではなく別の運営会社等を検討しているのか。その辺を伺いたいと思います。

- ○委員長(村岡賢一君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) 台風19号の関係で全て事業は終了したのかという件につきましては、昨日、箇所数として97件、金額として9,222万1,000円ということで全て終了しております。

今後の農業ということでございますけれども、稲作からの転作という中で農業改良普及センター等も入っていろいろ行っているところなんですけれども、新規就農の中で最近は果樹、桃とかイチジクといったような部分に力を入れてきている方もおりますし、今は一番盛んなのはセリ、大分伸びてきているという状況でございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) 2点目の附表155ページのラーニングプログラムの内容なんですが、 こちらは実は繰越しをしている事業でございましたので、全体の事業完了はしていないとい うことになりますので、これは令和3年度末で出来高として、進捗としてお支払いをしてい る金額ということになりますが、具体的にはバナーと呼ばれる震災からのいろいろなものを 縦長のものにまとめましてメモリアル内に展示するんですが、最終的には85本の制作に至る ものになります。

また、ラーニングプログラムについては、何度も御説明をさせていただいていますが、大き くレギュラープログラムとして45分程度のものを2本、作成いただいているということでお 支払いをしているという内容でございます。

それから、道の駅の管理主体という御質問でございましたが、議会でも何度か御説明をさせていただいているんですが、町が道の駅全体の運営についての管理はしていくということを

今、想定しているということでございます。各施設ごとは施設の管理者が施設の管理を伴いまして管理していくということを想定してございます。当然、数者、数団体が関わりますので、そことの連絡調整をする協議会等を開きながら、一定程度の運営を図っていきたいということを考えている状況でございます。当然、これから具体的に全体の運営をしていくということになりますので、どういった費用が盛り込まれるかというのは、今、現状とすれば、維持管理費が固定費としてかかってくるのは間違いないだろうということを想定してございますので、光熱水費をはじめとする維持管理と、もしかすると一部、施設の修繕等が発生するかというところを見込んでいるということでございます。

なお、委員から以前にも御質問いただいておりますが、未来にわたってここをずっと町が管理するかどうかというのは、維持管理の内容等々も見据えていただいて、例えば、委託でどこかに出すといったときにどういった費用が明確にかかっているのかというのは、一定程度運営してみてはっきりしてきて町として何をお願いするかというところも見えてくるかということもありますので、そういったことを見極める期間としても一定程度、町が関わって運営していく必要があるかと考えているところでございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 今野委員。
- ○今野雄紀委員 復旧工事については、分かりました。

転作関係なんですけれども、現在も転作、その他、新規の補助金、補助事業があると思うんですけれども、今後こういった部分が必要になると思うんですが、そこで補助の拡充、強化といったものはしていく考えがあるのかどうか、伺っておきたいと思います。

あと、道の駅のバナー、85本になったということなんですけれども、それはもう完成したんですか。85本の予定なのか。もし完成しているんでしたら、多分、その分の金額が出ていると思うんですけれども、それもやはり出来高の精算の中に入るのか。でき得るならば、この時点で85本、幾らかかったか知らせていただいていたほうが、より後で、調整はしないんでしょうけれども、プログラムとバナー、形あるものとある程度ソフトが重要視される部分で分かれているので、もし85本分、この時点でお分かりでしたら伺いたいと思います。

道の駅の運営主体なんですけれども、確かに一体型なので町が管理するというのは分かるんですけれども、運営という面をやはり重要視していかないと、例えば、ほかの道の駅さんですと、もう第三セクターなりが産直なり何なりで収益を上げて、それでランニングコストといったものを賄っていくという現状だと思いますが、当町においては、例えば、商店街さんは、私、勘違いしていて今までずっと聞いてたんですけれども、民設民営の個人のお店、例

えば、商店街、いっぱい店ありますけれども、1つの個人のお店という捉え方からすると、個人の店と貸し出しするポータルセンター、あとは伝承館、直営でしたっけ。そして、あと町が受託するバスターミナルの部分、それら複雑に絡み合っているので、町が一体で管理するということは……、利益が……。

- ○委員長(村岡賢一君) 手短にお願いします。
- ○今野雄紀委員 はい。

伝承館等に利益がいっぱい上がって、維持管理費が十分賄えるというんならいいんでしょうけれども。こういったことはオープン間近に言いたくないんですけれども、近未来的に経費が上回るようになった場合のことを考えると少し不安な部分もありますので、その辺伺いたいのと、民設民営の商店街のまちづくり会社のスタンスというか、そういったものはどうなるのか。

あとは、歌津のまちづくり会社は一緒なんですか。支店みたいになっているのか。そこを考えると、歌津の分の商店街の分も道の駅の、今まで連携、当然なさってきているんでしょうけれども、その部分も複雑に絡み合っているので、分かりやすいような形で管理・運営していく必要があると思いますが、そこのところを伺いたいと思います。

- ○委員長(村岡賢一君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) まず、1点目の農業に関して、何か新しい作物をやるときに補助金がないかというふうな御質問だったと思うんですけれども、補助金に関しては、町がこういうのをやってくださいとか、こういうのがはやりそうですということでもって補助金を出すということはないです。例えば、農業者がこういうものをやりたい、面積が幾らです、従業員がいます、そういった部分の計画書を出して、国・県のいろんな補助事業メニューがありますので、そういった中で施設や農機具等が足りないということであれば、補助金としてのメニューはあるとは認識しておりますけれども、個々具体のものがないとそういった補助金は出ないということで御理解いただきます。
- ○委員長(村岡賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) まず、1点目のバナーの部分なんですが、こちらについては、令和 3年度はデザインの確定までが業務内容でございまして、実際の盤面の制作は令和4年度に 繰り越してございますので、まだ生産前ということでございます。ソフト事業ですので、実 際はデザインとか連絡調整をするところが一番時間を要しているということになりますので、 そこは御理解をいただければと思います。

それから、道の駅の運営という部分なんですけれども、まず、先ほども申しましたとおり、 全体として運営として今、想定しているのは、維持管理の部分かと私は思ってございます。 ですので、施設ごとの維持管理は各施設ごとで管理していくことになりますので、そこで今 後1年間の推移を見ながら全体としてどうなるかというのは見ていくということになろうか と思いますので、そこは先ほども言いましたとおり、年間運営をさせていただいて見極めも 必要かと感じているところです。

もう1点、まちづくり未来の関係なんですけれども、まちづくり未来という会社がさんさん 商店街とハマーレ歌津商店街という2つの商店街をつくりまして、そこを各商店にお貸しし ているという形態になります。その商店街を形成する際に立ち上げたのが、まちづくり未来 というまちづくり会社ということになります。よろしいでしょうか。商店街をつくるために まちづくり会社を立ち上げた、民間の皆さんが、ということになるんですね。そこも含めて 全体として道の駅として整備をさせていただいて、今回、オープンを迎えるということでございます。

改めて申し上げることでもないかと思うんですけれども、復興の過程において先行まちづくりエリアといたしまして商店街を先行的にオープンさせて、まちのにぎわいをつくっていこうと。過程を踏みながら、最終的に道の駅としてやっと全体のオープンを迎えるということになりましたので、その経過、経緯も含めてそこは御理解をいただきたいと思います。全体が一括で整備されてスタートするのであれば、おっしゃるとおり全体の運営も含めて一括的な会社さんというのも想定しながらやるというのは確かにあるんだと思います。一方、未来にわたってまちづくり未来があそこのエリアの全体の管理をしたいという方向性も、それはもちろん否定はしないということを以前にもお答えさせていただいていることでございますので、そういうことも含めて今後、考えていきたいということもございますし、先日は委員から全て委託で出すと職員のスキルにつながらないのではないかという、たしか御指摘もいただいたとも記憶してございますので、そういったことも含めて様々検討していきたいと考えてございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 今野委員。
- ○今野雄紀委員 新しい取組ということで農業関係、聞いたんですけれども、町から主導ということではなくて、先ほど課長答弁にあったような、計画書を出すという答弁がありました。計画書を出すためのサポートというんですか、具体の。それが町から出すことなのか。主導になってしまうのか。その部分、難しい部分だと思うんですけれども、やはり新しい情報な

り、いろんな将来的なものに取り組みたい人たちと計画していく必要もあると思われるんですけれども。私は何も、例えば桃がいいから町のほうから桃をやる人、手を挙げてと、そういう補助金とかではなくて、桃は例え話なんですけれども、今後、イチジクはじめ有効と思われる作物に対して、やはり町のほうとしてもある程度研究しながらお互いやっていく必要があると思うんですけれども、その点、確認したかったんですが。その上で補助ということ、そのためには、町主導ではなくて、取り組むための農家さんがそういった補助等もいろいろ充実させていく必要があるのではないかと、そういう問いだったんですが、そこのところを再度、伺いたいと思います。

道の駅のほうに関しては、バナーというのは85本、できたんですか。分かりました。できてもまだ経費なり、あれは出ていないということで、理解しがたいんですけれども、分かりました。

そこで、町のほうの道の駅の運営なんですけれども、一体型と、最近は聞かなくなったんですけれども、始める前はそういったことで進めてきて、いざできた時点でこういった状況というのは、果たして。水を差すわけではないんですけれども、一番確認というか、今後、進めていっていただきたいのは、民設民営なので私等がとやかく言う筋合いはないんですけれども、昨今の商店街、立ち上げて新しいお店が商店街に加わったとか、そういった事例があまり見受けられないので、それだったらいろんな商店がその後も、スペース等あるみたいですので、参入してきていれば民設民営でも理解はできるんですけれども、固まった状態、固まったと言ったらおかしいですけれども……。

- ○委員長(村岡賢一君) 簡潔にお願いします。
- ○今野雄紀委員 はい。

そういったところからすると、一般の方たちにすると、あまり納得できないような運営スタ イルではないかと思いますので、そこのところを確認させていただきます。

- ○委員長(村岡賢一君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) 新しい農業に取り組む際のサポートという部分に関しましては、 当然ながら、町としてもこういう手続が必要なのではないかとか、関係機関のところに相談 すればいろんないい結果は出ると思いますよみたいな話はさせてはいただきます。そこに補 助事業が絡むとまた違うんですけれども、私は役場に入って30年以上、補助事業に携わって いるんですけれども、もしかするとそういう取組で成功する人はいるかもしれないです、聞 いたことないですけれども。成功する人というのは、必ず自分でやります。ここが足りない

とか、こういうのがあればもうちょっと規模拡大できるんだろうなというところで初めて相談に来る方というのは、ほぼ成功する方。最初から町の、県の補助事業を当てにして事業を行って成功したという人は、すみません、聞いたことがないので。そういった意味で、考え方があれだと思うんですけれども。そういう意味で、相談、サポートに関しては、当然ながら窓口で適切な対応はしてまいりたいと考えています。

- ○委員長(村岡賢一君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤宏明君) まちづくり未来につきましては、現在、順調に経営されていると伺っていますので、折に触れてそういったところは意見交換をしながら把握してまいりたいと思います。
- ○委員長(村岡賢一君) ほかに。後藤委員。
- ○後藤伸太郎委員 普段聞かないことを聞いてみようと思っているんですけれども、13款に予備費があります。予備費、令和3年度の決算ですと8,200万円ほどがほかの項目に流用されていて、1億8,800万円ほどが不用額ということになっているんですけれども、そもそも予備費の充用の考え方、流用する場合の基準、流用することを決定するまでの流れ、どういういきさつ、どういう担当課からの要望があってどういう基準で決定していくのかという流れを一度お伺いしたいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。
- ○委員長(村岡賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(及川 明君) 予備費につきましては、まず大前提として地方自治法に予算超過の 支出に充てるために歳入歳出予算に予備費を計上しなければならないという規定がございま す。

実際の予備費の運用につきましては、担当課から予備費の充用調書というものが出されます。 その中には金額、あるいは、なぜ予備費を使うのか、そういった項目がございまして、総務 課のほうで財政係等、私もそうですが、判断をして予備費を充用するかどうかということで 決定をさせていただいているというものでございます。最終的には金額に応じて町長、副町 長という段階まで上がっていくものも中にはございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 後藤委員。
- ○後藤伸太郎委員 その基準、これは予備費でやってもいいものだと判断、誰かが判断するわけですよね、今のお話ですと、財政係の方が。事業を執行しようとしたけれども、不測の事態が生じて足りなくなりました。これは予備費で充当しなければならない。充当するのが適当だ。または、今のお話ですと、そうではない場合もあると。それは予算内でやってもらわな

いと困るというか、やるべきものであって予備費は使えないよと。そこの基準がちょっと、 専門的なことになるのかもしれませんが、分かりづらいと思っていて、分かりやすく示して いただければありがたいなと思って今日、聞いてみようかなと思っておりました。

もう一つは、先般、不用額が出たら何かほかの事業にもっと充てられるのではないか、黒字 決算という言い方もどうなのかというような指摘も様々ありました。それは、町民感覚から すればある種、当然というか、家庭の財布の中に使わないで残ってしまったお金がある、ほ かのに使えばいいじゃないかという発想は、ある種、自然なのかなと思うので、この予備費 に関しては、そういう思いというか、例えば使い切っちゃえと。言い方があれなんですけれ ども。これをそのまま残しておくよりは、不足が生じている部分に対して積極的に予備費を 使っていったほうがいいのではないかという意思が、働かせていいものなのかどうか。要は、 町民感覚からすれば、使ってもらったほうがいいと思いますよというのは思っている。言っ てしまっていいと思うんですけれども、行政の職員側からすると、いや、そういうものでは ないんですということなのか。意識の乖離を埋めるためにも一度伺ってみたいと思っており ましたので、どのような考え方で予備費を充用していくのか。もう一度お伺いします。

- ○委員長(村岡賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(及川 明君) 予備費につきましては、本来であれば当然、流れから言えば予算編成時点で一定の支出を見積もった上で予算編成をいたします。その後、幾度となく、定例的なものもございますが、必要な支出については補正予算という手だてがございます。それがまずもっては基本だと思います。

ただ、補正予算を編成するいとまがないようなときなど、緊急災害や今回の場合は特に大きいのはコロナ対応という部分が半分以上占めているということでございますので、そういったものでの使途ということで運用させていただいております。

ただ、使い切ってしまえというのは、それに当てはまるかどうかというものもありますし、 逆に、議会の議決権を無視して支出行為を行うという側面もございますので、そこは適正に 運用させていただきたいと思います。

- ○委員長(村岡賢一君) 後藤委員。
- ○後藤伸太郎委員 はい。今の説明で大体のところは納得できるところかと思います。緊急の場合に備えるということになれば、3月31日まで、ぎりぎりまで残しておいて、幸いにも使わないで済めば不用額として落とすということになっていくのかなと思いましたので。

要は、分かりやすい言葉に変換したかったので、使わないで済むなら使わないほうがいいん

だという予算でもあるということ、その認識でいいのか。そこをもう一度だけ確認したいと 思います。

もう一つは、令和2年度と比較すると、当初の額はあまり変わらないんですけれども、途中で補正された予備費の額が大きく違うんですね。今年の年度途中の補正額は2億2,400万円ですけれども、令和2年度は12億4,400万円ぐらい補正されています。令和2年度のほうが補正で入ってきた予備費、えらい多いんですけれども、年度内で流用した額は非常に少ないんですね。令和2年度は1,800万円しか使っていなくて、令和3年度は8,200万円、使いました。それは内容によるんでしょうから一概に言えないところだとは思いますけれども、令和2年度と令和3年度で大きく違うということ、どういうことがあったのか、一応、確認してみたいと思います。どのような形だったんでしょうか。

- ○委員長(村岡賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(及川 明君) 一言で申せば、コロナへの対応でございます。令和2年度はコロナがいわゆる国内で発症事例が出て対応をどうするかという、逆に考えている時期だったのかなと思います。その後、今回の令和3年度の充用の大きなもので、まん延防止対策の緊急措置などが頻繁に出されたのが令和3年度でございます。それに対処すべく協力金を支給するような事務が幾度となく発生されたというのが、一番の要因でございます。令和2年度決算では充用額の総額が1,800万円ほどと。大幅に増えたのも主にコロナ対応があったと。コロナについては、災害と同じように緊急を要する事案であるという判断から予備費での充用をせざるを得なかったということでございますので、御理解をいただければと思います。
- ○委員長(村岡賢一君) ほかに。(「なし」の声あり)なければ、10款災害復興費から13款予 備費までの質疑を終わります。

以上で、歳出に関する質疑を終わります。

これをもって、一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡賢一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと 決定されました。 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長(村岡腎一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、教育委員会事務局長が退席しております。

認定第2号令和3年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和3年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長(菅原義明君) それでは、認定第2号令和3年度南三陸町国民健康保 険特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御確認いただきます。決算書の212ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和3年度は、歳入総額20億2,792万5,595円、歳出総額18億7,375万6,813円、歳入歳出差引額1億5,416万8,782円の黒字で決算いたしました。令和4年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算し、実質収支の額が令和4年度への繰越金となります。

なお、今、黒字というふうに申し上げました。先般の中で黒字、赤字と言うのはどうかという御意見もいただきましたけれども、収支を端的に表現するものということで使わせていただきましたので、何とぞ御理解いただきたいと思います。 (「はい」の声あり)

それでは、続いて決算書186ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較等について申し上げます。

- 1款国民健康保険税、構成比17.9%、対前年マイナス5.0%。
- 2款使用料及び手数料、構成比0.0%、対前年プラス3.1%。
- 3款国庫支出金、構成比0.1%、対前年マイナス81.9%。
- 4款県支出金、構成比67.6%、対前年プラス1.4%。
- 5款財産収入、構成比0.0%、対前年マイナス48.0%。
- 6款繰入金、構成比6.9%、対前年マイナス1.0%。
- 7款繰越金、構成比7.5%、対前年プラス27.8%。
- 8款諸収入、構成比0.0%、対前年マイナス95.6%。

歳入合計の対前年はプラス0.9%でございますので、多少の出入りはあるもののほぼ前年並 みとなりました。

なお、国民健康保険税の収納率は、96.5%となりました。

また、不納欠損額は116万8,844円。前年度との比較で57万6,989円増加いたしております。 収入未済額は1,192万1,841円となりましたが、前年度から128万円ほど増加しているということでございます。

以上が歳入の説明でございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(佐藤正文君) 続きまして、歳出について御説明申し上げます。200ページを お開き願います。

1款総務費は、国保特別会計を運営する上で必要となる職員の人件費、電算システム等の物件費及び国保税の徴税費を含む総括的管理費が主な支出です。予算に対する執行率は85.6%。前年度比較は6%の減となっております。その要因は1項1目一般管理費における人件費が人事異動により減となったものです。

次に、202ページをお開き願います。

2款保険給付費は、疾病・負傷等の療養に対して保険者が負担する給付費、出産、葬祭に対する給付が支出の内容となっております。予算に対する執行率は92.3%。前年度比較は2.2%の増となりました。増の理由は1項1目療養給付費が前年度比較で約3,200万円ほど増となったためで、その要因は令和2年度中に比べ新型コロナウイルス感染症への警戒が和らぎ、受診や治療につながったためではないかと分析しております。

204ページをお開きください。

最下段、3款国民健康保険事業費給付金、国保連合会から医療機関に支払われた医療費のうち国保税等で負担すべき額として町の国保会計から宮城県国保会計に納付することとなっている負担金的な性格の支出です。前年度の療養給付費の実績及び国保税を勘案して積算されております。予算に対する執行率はほぼ100%、対前年比較では2.8%の減となっております。206ページをお開きください。

中段、4款共同事業拠出金は、年金機構から被保険者の年金受給情報の提供に係る共同事業の拠出金です。

5 款保健事業費は、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑えることを目的と

する健康診査、健康指導等に係る経費で、予算に対する執行率は86%、対前年比較は29.9% の増となっております。増の要因は、2款の療養給付費同様、令和2年度中の新型コロナウ イルス感染症への警戒が和らぎ健診への受診につながったものと分析しております。

208ページをお開きください。

6款基金積立金は基金の利子の積立です。

7款公債費の支出はありません。

8 款諸支出金は、国保資格の遡及喪失や所得の修正申告等による国保税の還付、国保診療施設としている南三陸病院への拠出金が支出の内容で、予算に対する執行率は86.6%、対前年比較は4.3%の増となりました。内容としては、被保険者に対する国保税の還付金が減少したものの、国庫補助金等の返還と南三陸病院への拠出が増加したためであります。

9款予備費の使用はありませんでした。

支出合計における予備費予算を除いた執行率は94.1%でありました。

以上で国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。

○委員長(村岡賢一君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。 質疑お願いします。今野委員。

- ○今野雄紀委員 204ページ、4項なんですけれども、出産一時金について伺いたいと思います。これは15人分、多分、計上したと思うんですけれども、決算として多分9人分の支給になったと思うんですが、15人分を見積もった要因というんですか、そこのところを伺いたいのと昨今、42万円の見直しの機運、国のほうでしているようですけれども、今後の動向。それと併せて、先ほどの委員の質問でもないんですけれども、予算が余ったからというわけではないんですが、それとは別に町独自の42万円、税務課長のところのあれかどうか分からないんですけれども、上乗せして一時金を支給するという取組等は検討できるのか、なされているのか、伺いたいと思います。
- ○委員長(村岡賢一君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(佐藤正文君) 予算の計画上は15人分ということで計上させていただきました。 実績を勘案して計上したものの、プラスに転じても支給できるようにというところで若干多 めの計上となったところで、結果的には例年並みの支出にとどまったという内容です。

以前にほかの議員からも42万円の支給額に対してというところの御質問等もありましたが、 実際には国保だけではなくて全ての医療保険、健康保険、こういったところが42万円という 枠の中で法律等を基に運営しているというところでありまして、ここだけがというところと なりますと、町民は国保だけではございませんので、その辺の均衡を保つ必要があるのかと。 ただ、国では、審議においてこの42万円が適正かどうかというところも議論されているよう ですので、その経過を見ながら適切に対処していきたいというところであります。

- ○委員長(村岡賢一君) 今野委員。
- ○今野雄紀委員 通年というか大体の人数で決算されたということで、分かりました。

そこで、42万円の部分なんですが、先ほど課長答弁があって、ほかの保険等の兼ね合いというのも分かったんですが、そこで伺いたいのは、都会といったところですと近くに婦人科等があっていろいろそれなりの費用、かからないと思うんですが、当町、婦人科がなくて、週に来ているようですけれども、そういった面においてもやはり少し、この予算自体ではなくて別の方面で支援してあげることも必要だと思うんですが、そのところを伺いたいと思います。

- ○委員長(村岡賢一君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(佐藤正文君) ここで言っている出産育児一時金については、出産、医療機関にかかる分を基にというところで、42万円の基礎となっている部分については公立病院といった大きな病院の一般的なところを見ております。私立病院で高級といいますか、サポートが行き届いた病院などではもっと高額な出産費がかかるとは聞いておりますが、そういったところで全国的な平均のところで42万円という額を押さえているとは聞いております。

ただ、通院にかかる交通費といったものまでも国保会計で見るかという部分については、あまり聞いたこともございませんのですが、国等の中でそういったものまで議論されて追加で支給したほうがいいとか、あるいは財源がつくとか、そういったことがあれば積極的に採用していきたいとは思います。

- ○委員長(村岡賢一君) 今野委員。
- ○今野雄紀委員 国保では難しいということで分かったんですけれども、町の独自の施策として そういったことを考えられるのか。もうやっているよという部分があるのか。そこのところ を伺えればと思います。
- ○委員長(村岡賢一君) 企画課長。

- ○企画課長(佐藤宏明君) 今は出産のお話なんですけれども、これまでも子育ても含めましてトータルした中で検討させていただきたいということでお話しさせていただいていますので、御意見として今後もその中で検討させていただきたいと思います。
- ○委員長(村岡賢一君) ほかに。(「なし」の声あり)なければ、これをもって認定第2号の 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡賢一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと 決定されました。

次に、認定第3号令和3年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について を議題といたします。

令和3年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長(菅原義明君) それでは、認定第3号令和3年度南三陸町後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御確認いただきます。決算書の223ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですけれども、令和3年度は、歳入総額1億4,997万1,235円、歳出総額1億4,667万4,340円、歳入歳出差引額329万6,895円で決算いたしました。令和4年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算し、実質収支の額が令和4年度への繰越金となります。

決算書の213ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較等について申し上げます。

- 1款後期高齢者医療保険料、構成比72.8%、対前年プラス1.6%。
- 2款使用料及び手数料、構成比0.0%、対前年プラス42.0%。
- 3款繰入金、構成比22.4%、対前年マイナス2.7%。
- 4 款繰越金、構成比4.4%、対前年プラス31.8%。

5款諸収入、構成比0.4%、対前年プラス77.5%。

歳入合計の対前年はプラス1.8%ですので、ほぼ前年並みの決算となりました。 以上が歳入の説明でございます。

- ○委員長(村岡腎一君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(佐藤正文君) 続きまして、歳出について御説明いたします。

歳出は宮城県後期高齢者医療広域連合に対し町が徴収した保険料と町の特別会計において負担すべき給付金が主な内容であります。

221ページをお開きください。

- 1款後期高齢者医療広域連合納付金は、予算に対する執行率98.6%、対前年比較では4%増となっております。前々年度の給付実績に応じ負担を求められたため増額となりました。
  - 2款諸支出金は保険料の過誤納還付金です。
  - 3款予備費の使用はありませんでした。

歳出合計において予備費予算を除いた執行率は98.3%となっております。

簡単ですが、以上で後期高齢者医療特別会計の決算の説明を終わります。

○委員長(村岡賢一君) 今野委員が離席しております。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑お願いします。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって認定第3 号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡賢一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと 決定されました。

次に、認定第4号令和3年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題 といたします。 令和3年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長(菅原義明君) それでは、認定第4号令和3年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容についてご確認いただきます。決算書の256ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和3年度は、歳入総額15億9,390万2,401円、歳出総額15億4,216万1,266円、歳入歳出差引額5,174万1,135円で決算いたしました。令和4年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算し、実質収支の額が令和4年度への繰越金となります。

決算書の224ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較等について申し上げます。

- 1款保険料、構成比20.2%、対前年プラス2.3%。
- 2款使用料及び手数料、構成比0.0%、対前年プラス29.1%。
- 3款国庫支出金、構成比24.4%、対前年プラス2.6%。
- 4款支払基金交付金、構成比24.0%、対前年マイナス5.3%。
- 5款県支出金、構成比14.0%、対前年マイナス3.0%。
- 6款財産収入、構成比0.0%、対前年プラス23.7%。
- 7款繰入金、構成比14.3%、対前年マイナス3.3%。
- 8款繰越金、構成比3.1%、対前年マイナス48.0%。
- 9款諸収入、構成比0.0%、対前年プラス53.6%。
- 歳入合計の対前年はマイナス3.8%ですので、ほぼ前年並みの決算となりました。
- 以上が歳入の説明でございます。
- ○委員長(村岡賢一君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(髙橋晶子君) それでは、介護保険特別会計の歳出について細部説明をさせていただきます。決算書240ページ、241ページをお開きください。
  - 1 款総務費です。執行率は95.4%です。前年度との比較では18.7%の減額となっております。 続きまして、項別に御説明いたします。
  - 1項総務管理費です。執行率は95.4%、対前年度比較では31.4%の減額となっております。 この項につきましては職員人件費や事務的経費を支出しておりまして、減額の要因につきま しては、前年度の第8期介護保険事業計画策定業務委託料による減額です。

次に、2項徴収費です。執行率は85.6%、対前年度比較では4.7%の増額となっております。 こちらにつきましては、保険料の納入通知書作成等に係る経費であります。

次に、3項介護認定事業費です。240、241ページ下段から242、243ページを御覧ください。 執行率は97.4%、対前年度比較で2.9%の増額となっております。こちらにつきましては介護 認定審査に要する経費で、増額の主な要因につきましては、新規要介護認定者数の増加によ り主治医意見書作成料等の増額によるものです。

続きまして、2款保険給付費です。執行率は97.8%です。また、対前年度比較では1%の減となっております。給付費1項介護サービス等諸費につきましては、1目居宅介護サービス給付費が対前年度比較で2.9%の増加、5目施設介護給付費が2.7%ほど減となっております。244ページ、245ページをお開きください。

介護給付費の2項介護予防サービス等諸費です。1目介護予防サービス費はほぼ前年同様、 地域密着型介護予防サービス費が15.8%ほど減額となっております。

なお、各給付項目の詳細につきましては、決算附表182ページから183ページに記載しておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、248ページ、249ページをお開きください。

3款地域支援事業費です。款としての執行率は93%です。また、対前年度比較では6.1%の 減額となっております。

詳細について御説明申し上げます。

1項1目介護予防生活支援サービス費です。こちらは要支援1及び要支援2の方へのサービス給付に係る目で、前年度比較で25.8%ほどの減となっております。令和3年度から通所型基準緩和サービス事業の委託事業者がスタッフ確保困難ということで事業を中止しており、現在もほかの事業所と調整中となっております。

次に、2項1目一般介護予防事業費です。こちらは介護予防事業に係る事業費を担う科目です。前年度比較で申し上げますと21.6%の減額となっておりますが、この主なる要因は地域介護予防活動支援事業補助金の額の改定によるものです。

250ページ、251ページをお開きください。

3項1目包括的ケアマネジメント支援事業費です。こちらは地域包括支援センターの運営に 携わる専門職等の職員人件費及び相談事業等における経費を支出しております。前年度と比 較いたしますと31%の増額となっております。令和2年度に職員1名が途中退職したこと及 び新型コロナウイルスワクチンに従事したことにより業務量が増大し時間外勤務手当の増加が要因となっております。

次に、3項2目任意事業費です。こちらにつきましては、在宅介護家族への支援としての家族介護用品支給事業や成年後見制度利用に係る事業費について支出をしております。対前年度比較で7.7%の増となっており、家族介護用品支給事業、成年後見制度利用事業給付費の増額によるものです。

次に、3項3目在宅医療介護連携推進事業費です。こちらにつきましては、在宅要介護者についての医療・介護の連携に係る費用を担う科目となっております。まちかど相談薬局ガイドブックの更新に係る作成費用となります。

3項4目生活支援体制整備事業費です。こちらについては、職員の人件費、生活支援コーディネーター2名分の委託料となっております。前年度比較で24.7%の減額となっておりますが、職員1名が年度途中に人事異動になったこと等によるものです。

252ページ、253ページをお開きください。

3項5目認知症総合支援事業費です。こちらにつきましては、認知症対策に関する事業経費です。アルツハイマー月間に合わせて認知症普及啓発キャンペーンを実施しております。そのほか認知症カフェを開催し保健師による講話を実施しております。

次に、4項1目審査支払手数料です。こちらにつきましては、介護予防ケアマネジメント費 に係る国保連への審査支払手数料です。

続いて、4款基金積立金です。款としての支出済額が2,500万2,766円となっており、執行率は100%です。積立金につきましては、給付に至らなかった保険料財源等について財政調整基金に積立てを行うもので、これにより、附表166ページに記載しているとおり、年度末の財政基金総額が3億2,926万円ほどになりました。

続いて、5款諸支出金です。款としての執行率は99.1%です。また、前年度との比較では 42%の減額となっております。

1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金です。こちらにつきましては、 第1号被保険者に係る過年度分の保険料還付分です。前年度比較で36.5%の増となりました。 次に、2目償還金です。執行率は99.9%、また前年度との比較では33.5%の減となっており ます。こちらにつきましては、過年度分の決算の確定に係る国庫及び県の負担金並びに支払 基金のそれぞれの額の確定に伴う返還金です。 次に、3目第1号被保険者還付加算金でございます。支出はありませんでした。 254ページ、255ページをお開きください。

2項繰出金1目一般会計繰出金です。執行率はほぼ100%です。また前年度との比較では 64.4%の減となっております。こちらにつきましては、先ほど1項2目の償還金で申し上げ ました返還の町の負担分でありまして、前年度事業の余分な町負担分について一般会計に返 したというものになります。

次に、6款予備費です。支出はありませんでした。

歳出合計、支出済額15億4,216万1,266円、執行率は97%、対前年度比較では6,659万5,200円、 率にして4.1%の減となりました。

以上、歳出に係る細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(村岡賢一君) 今野委員が着席しております。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。 質疑願います。今野委員。

- ○今野雄紀委員 ページ数があれなんですけれども、先ほど課長説明があった認知症の対策について、昨今、防災無線等でもいろいろしているようですけれども、現在、認知症の方々というのは、町内で把握されていましたらどれぐらい存在というんですか、おられるのか。それに対するいろんな取組があるんでしょうけれども、ケアというか、対策と言ってもおかしいですけれども、事件につながらないような形で対応していると思うんですが、そこのところを簡単に伺いたいと思います。
- ○委員長(村岡賢一君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(髙橋晶子君) 認知症につきましては、高齢化に伴ってかなり数が増えているかと思います。ただ、なかなか実数と申しますと、介護保険の認定のときに身体状況と認知症のランクと言ったら申し訳ないんですけれども、ランクを示すものがあります。本日はその数的にはお答えできる資料は持ち合わせていませんが、ただ、高齢化に伴って増えてきているものとは思われます。

対策といたしましては、先ほども読み上げました認知症カフェということで、地域の中で認知症の方や介護者の方が孤立しないようにいろいろな情報交換の場をつくったり、認知症サ

ポーター養成講座のほうで現在、トータルで3,500人以上のサポーターさんになっていただいて、高校生さんだったり郵便局の方だったりということで、お子さんから企業の皆さん、受講していただいているような状況です。その数的には宮城県でもトップクラスといいますか、かなり数的には増えているような状況で、地域で認知症の方を見守っていきましょうというような取組を進めさせていただいております。あと、本日も講演会を実施する予定としております。

- ○委員長(村岡賢一君) 今野委員。
- ○今野雄紀委員 今、課長の丁寧な説明で分かったんですけれども、そこで1つお伺いしたいのは、認知症というのは、普通の病気だったら1回病むとずっと切った貼ったなりするんですが、私も聞くところによると、まだらっぽく出てくる状況も。普通にいて、そういった症状が出て、また普通に戻るという、そういうことから進んでいくんだと思うんですけれども、まだら状態での対応というんですか、あと、先ほどの認定なんですが、そういった部分での認定は、例えば正常なときにすると大丈夫なんでしょうけれども、そこのところをどのような形で対応されているのか伺いたいと思います。
- ○委員長(村岡賢一君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(髙橋晶子君) 認知症の原因にもいろいろ疾病がありまして、まだらと申しますと多分、多発性の脳梗塞に伴う、病状としてはそういう方が多いのかと思われます。

対応につきましては、やはり一番は背景になる基礎疾患、糖尿病であったり、高血圧であったり、そこの基礎疾患のほうのコントロールをまずしっかりするということを皆さんにはお願いしております。認知症というのは、精神的なところではなくて、高齢者の方についてはお体の状態と精神状態というのは非常につながりが深いものですので、やはり一番はお体の状態をしっかり整えていただくということが基本になります。

それから、もし認定時にまだらと申しますか、むらがある精神状態をどう把握するのかということなんですが、そこにつきましては、特記事項という欄がありまして、聞き取りによって、そのときはできたけれども普段はできないんですというような詳細を特記事項のほうに記載していただきまして、それを審査会のほうに反映させていただくという形になっております。

○委員長(村岡賢一君) ほかに。(「なし」の声あり)ないようでありますので、これをもって認定第4号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡賢一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと 決定されました。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時07分 再開

○委員長(村岡賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民税務課長、保健福祉課長、建設課長が退席しております。

次に、認定第5号令和3年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題 といたします。

令和3年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長(菅原義明君) それでは、認定第5号令和3年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御確認いただきます。決算書の267ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和3年度は、歳入総額3,512万2,645円、歳出総額3,177万8,312円、歳入歳出差引額334万4,333円で決算いたしました。令和4年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算し、実質収支の額が令和4年度への繰越金となります。

決算書257ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較等について申し上げます。

- 1款使用料及び手数料、構成比24.6%、対前年プラス0.8%。
- 2款県支出金、構成比0.2%、対前年、増減がございませんでした。
- 3款繰入金、構成比68.4%、対前年プラス14.4%。
- 4款繰越金、構成比5.5%、対前年プラス276.2%。

5款諸収入、構成比1.3%、対前年プラス6.3%。

歳入合計の対前年プラス14.9%でございました。

なお、御覧のとおり、調定額と収入済額が同額となっておりますので、収入未済額はございません。

以上が歳入の説明でございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) それでは、認定第5号南三陸町市場事業特別会計の歳出の細部 について御説明申し上げます。

決算書263、264ページをお開き願います。決算附表は191ページに記載しておりますので御 参照願います。

それでは、各目ごとの決算状況を御説明いたします。

まず、1項市場事業費1目市場管理費でございますが、市場管理費が市場会計全体の決算総額と同額というところでございます。決算額3,177万8,312円で、予算執行率95.7%、対前年比40.6%の増となっております。増額の要因につきましては、12設委託料において管理システムの更新業務及び市場運営調査事業を行ったことによるものでございます。

次に、265、266ページをお開き願います。

2 目漁船誘致対策費につきましては、支出がございませんでした。

次の1項予備費1目予備費につきましても、執行がございませんでした。

以上、市場事業特別会計の細部説明をさせていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(村岡賢一君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。 質疑願います。今野委員。

○今野雄紀委員 歳入もいいんでしたか。(「はい」の声あり)まず歳入のほうから。買受人控 室使用料というのが昨年まであったような気がするんですけれども、今回、見当たらないの ですが、未収なのか、どういった形なのか、伺いたいと思います。

あと、貸事務所の歳入も約75万あるわけなんですけれども、今年度も同じ決算だったんですが、そこで昨今、買受人の公募ということでそういった動きがあったようですが、その後の

状況、現在、どういった形なのか伺いたいと思います。

もう1点は、あまり聞きたくないんですけれども、タコについて伺いたいと思います。ミズ ダコはもう解禁になったということですが、マダコはこれからなんですが、今年の状況はど のように見通しているのか伺いたいと思います。

- ○委員長(村岡賢一君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) まず、買受人の控室でございますけれども、ここ数年、利用状況がないということで、要はそういった、こちらの会計からは除いているという状況でございます。

買受人の公募の関係でございますけれども、7月から募集を始めております。現在、33名の 買受人がいるんですけれども、問合せが1件あったということを聞いておりますし、今後、 町漁協と協力して買受人の誘致に奔走するというところでございます。

あと、タコでございますけれども、3年度の状況ではなくてこれからのというところでしょうか。(「3年度含めて」の声あり)タコについては、前年度141トン、金額にいたしまして1億3,400万円でございます。令和2年度と比較いたしまして約29トン減少でございます。物が少なかったものですから単価が高くて、前年度対比で2,280万円ほどの増額という状況でございます。

この夏、ミズダコも実は不漁でございまして、ただ、今言ったように、例年キロ単価600円から700円ぐらいだったんですけれども、初競りのときは1,000円を超えたという状況でございます。マダコに関しては、まだ情報は入っておりません。冬の時期になりますので、見通しにつきましては今の段階では何とも言えないところでございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 今野委員。
- ○今野雄紀委員 買受人の控室に関しては、分かりました。下が広いからそういったところで控 えているんだと思います。

買受人の状況なんですけれども、問合せが1件あったということで、分かりました。

タコに関しては、141トンという課長の報告があったんですけれども、マダコ、ミズダコ、合わせて1億3,000万円。ちなみに、細かいようですけれども、マダコ、ミズダコ、分かれて分かっているようでしたらその部分、この場で分からないんでしたら後で私が直接、聞きに行きますので。

そういうことですので、ミズダコ、初競り、よかったということですが、また、今後の状況、 解禁になってからどうなんですか。そこのところ、上向いているのか、普通どおりあまり上 がっていないのか。そこのところだけ伺いたいと思います。

- ○委員長(村岡賢一君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) すみません。大変申し訳ないんですけれども、タコ類ということで1本になっておりますので、後ほどマダコとミズダコ、分けた部分はお示し、お待ちしております。

タコの…… (「推移」の声あり) すみません。ミズダコなんですけれども、最初からあまり 捕れていなくて低調に推移しているという状況です。 (「分かりました」の声あり)

○委員長(村岡賢一君) ほかに。(「なし」の声あり)なければ、これをもって認定第5号の 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡賢一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと 決定されました。

次に、認定第6号令和3年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和3年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長(菅原義明君) それでは、認定第6号令和3年度南三陸町漁業集落排 水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御説明いたします。

決算書の276ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和3年度は歳入総額2,190万2,355円、歳出総額1,444万2,149円、歳入歳出差引額746万206円で決算いたしました。令和4年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算し、実質収支の額が令和4年度への繰越金となります。

決算書268ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び前年度比較等について申し上げます。

- 1款使用料及び手数料、構成比8.0%、対前年プラス0.1%。
- 2款財産収入、構成比0.0%、対前年77.3%。
- 3款繰入金、構成比59.2%、対前年マイナス18.8%。
- 4款繰越金、構成比32.9%、対前年プラス23.6%。
- 5款諸収入、構成比0.0%、対前年プラス14.6%。
- 6款分担金及び負担金、構成比0.0%、3年度の歳入はございませんでした。

歳入合計の対前年マイナス12.9%でございました。なお、収入未済額4,290円は、令和4年度で既に収入済みとなっております。

以上が歳入の説明でございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 上下水道事業所長補佐。
- ○上下水道事業所長補佐兼上水道係長(石田秀一君) 続きまして、歳出の細部説明をさせていただきます。

決算書274ページ、275ページをお開き願います。

- 1款1項漁業集落排水事業費は、支出済額で461万4,419円、執行率は83.08%となっております。
- 1 目漁業集落排水施設管理費は、袖浜処理区の維持管理に要した経費で、執行率は83.09%です。前年度比較でマイナス43.2%、350万円ほどの減となっております。減額の主な要因は、委託料の漁業集落排水事業整備計画の策定業務が令和2年度で終了したことによるものです。
  - 2 目漁業集落排水事業基金費は、基金利子を積立てしたものです。
- 2款1項公債費は地方債の償還金の支出で、ほぼ100%の執行率となっております。前年度 と同額です。

以上で漁業集落排水事業特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(村岡賢一君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。 質疑お願いします。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 1つお伺いしたいと思います。

政策的なことになっていくかと思っているんですけれども、ページで言うと276ページに全体像がありますので、歳入が2,190万円、歳出が1,444万円、実質収支が746万円ということなんですけれども、歳出の1,400万円の内訳を見ると、事業費に充てられている部分が大体460万円、公債費が980万円なんですね。歳出しているうちの半分以上というか、3分の2以上が借金の返済に充てられているという状況です。附表を見ますと、196ページとかになると思うんですが、公債費のうちでさらに利息分として払わなければいけないのが130万円以上あるんですね。

やはり町の財政運営の在り方として、もちろん特別会計で持っておかなければいけないということは分かるんですが、利息の支払い、借金の支払いに大部分が充てられているという状況は、どこかで変えていく必要があるかと思います。額にすれば、言っても公債費982万円ですから、町全体の町債の返還額から比べれば全然大したことはないと言えますけれども、やはり町民の感覚からすれば980万円、1,000万円ぐらい借金、毎年返していて、その部分、利息でただ毎年100万円ずつなくなっていると。償還計画を立てているとは思うんですが、見直しといったことも検討していくべきではないかと考えますが、どのような検討をされているか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○委員長(村岡賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(及川 明君) 漁業集落排水につきましては、当然、本来であれば収支バランスを 組み立てる上で、特別会計で完結しなければならないのがまずは基本だと思います。ただ、 漁業集落排水そのもののエリアが、震災前と違って、震災前は2地区ございましたけれども、 1地区になってこれぐらいの状況下でありますので。あとは下水道事業という捉え方を国の 中でいずれ企業会計を導入して、来年度から企業会計として経理もされていきますので、い ずれ特別会計の中で完結するのが基本かと思います。

ただ、現状とすれば、公債費分まで当然、賄えるような収入も漁業集落としてはございませんし、繰上償還すべきものという部分も、起債の元利償還金の一部は基準財政需要額として算入される部分もございますので、有利か不利かというわけではないんですが、先般もお話ししましたとおり、基準財政需要額にも反映されない公営住宅債、それについては見直しを少しすべきなのかという計画ではおります。ただ、今現時点で細かい部分まではお話はできませんが、一番、財政運営の影響がある部分については先般、お話ししました公営住宅の起債でございますので、そこの見直しをまず着手すべきかと思っております。

○委員長(村岡賢一君) 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 全体の中で考えていないというわけではなくて、優先順位をつけてということだと思います。決算でこういう数字が出てくると、やはり感覚的にはもったいないなという思いはあるのかと思いまして言及させていただきました。

ちなみに、認定7号でももう1回同じようなことを聞きますので、よろしくお願いします。

○委員長(村岡賢一君) ほかに。(「なし」の声あり)ないようでありますので、これをもって認定第6号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡賢一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと 決定されました。

次に、認定第7号令和3年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について を議題といたします。

令和3年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長(菅原義明君) それでは、認定第7号令和3年度公共下水道事業特別 会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

初めに、決算の全容について御確認いただきます。決算書の291ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和3年度は、歳入総額1億6,433万600円、歳出総額1億5,468万4,841円、歳入歳出差引額964万5,759円で決算いたしました。

令和4年度への繰越財源はございませんので、実質収支も形式収支と同額の黒字で決算し、 実質収支の額が令和4年度への繰越金となります。

決算書の277ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比較等について申し上げます。

- 1款分担金及び負担金、構成比0.4%、対前年マイナス12.5%。
- 2款使用料及び手数料、構成比9.4%、対前年マイナス1.0%。
- 3款国庫支出金、構成比3.9%、対前年マイナス46.0%。

- 4款財産収入、構成比0.0%、対前年マイナス79.8%。
- 5款繰入金、構成比44.2%、対前年マイナス13.5%。
- 6款繰越金、構成比30.1%、対前年プラス45.2%。
- 7款諸収入、構成比0.0%、対前年マイナス100.0%。
- 8款町債、構成比12.0%、令和3年度にて皆増したものでございます。
- 歳入合計の対前年マイナス17.2%でございました。

なお、収入未済額は5万7,585円でありましたが、このうち3万5,145円は令和4年度で既に収入済みとなっておりますことから、現時点における収入未済額は2万2,440円となります。 以上が歳入の説明でございます。

- ○委員長(村岡賢一君) 上下水道事業所長補佐。
- 〇上下水道事業所長補佐兼上水道係長(石田秀一君) 続きまして、歳出の細部説明をさせていただきます。

決算書285、286ページをお開き願います。

- 1款1項下水道総務費全体の支出済額は8,276万6,874円、執行率は98.6%です。
- 1目下水道総務管理費は、職員の人件費、消耗品等の事務的な経費です。執行率は98.6%、 前年度比較でプラス315.6%、6,285万円ほどの増となっています。増額の主な理由といたし まして12節委託料と27節操出金の増によるものです。

次に、287、288ページをお開き願います。

- 2目公共下水道基金費は、基金利子の積立てです。
- 2款1項下水道施設管理費全体の支出済額は2,660万9,553円、執行率は95.44%です。
- 1目下水道施設管理費は、伊里前処理区の管路や施設の維持管理に要する経費で、対前年度 比較でマイナス68.3%、5,714万円ほどの減となります。減額の主な要因は、伊里前処理区の 支障下水道管移設工事、浄化センターの機械更新工事費等で1,100万円等の減となったことに よるものです。
  - 3款1項公債費は、地方債償還でほぼ100%の執行率で前年度と同額になります。
- 以上で公共下水道事業特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。
- ○委員長(村岡賢一君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。 質疑お願いします。後藤委員。

- ○後藤伸太郎委員 同じように、291ページを見ますと、歳出1億5,468万円ほどなんですが、先ほどと同じように内訳を見ると、公債費が4,530万円ほどなので3分の1ぐらいでしょうか、公債費だと。先ほどの漁集と比べると公債費の割合としては低いんですけれども、今度は額が跳ね上がっているんですね。利息だけで見ても、先ほど漁集100万円と申し上げましたが、こちらは700万円以上、利息分として払わなければいけないと。やはりこの辺り、企業会計適用債なども起債しておりますけれども、下水道事業が将来にわたって財政的な負担になっていくのが数字にも現れてきてしまっているのかと思いますので、この辺り、歳入を増やすということは非常に難しいと思うんですけれども、町全体の会計の中でこういった利息の支払いとか公債の返還、町債の返還というところは、計画に従いつつもその計画の見直しも含めて考えていくべきではないかとやはり思うんですけれども、こちらの会計の部分に関してはどのようにお考えでしょうか。
- ○委員長(村岡賢一君) 総務課長。
- ○総務課長(及川 明君) 基本的には同じでございます。当然、独立採算の中で特別会計条例 でも定めておりますけれども、それぞれの目的のために設置した会計でございますので、そ の会計の中でしっかりと収入を上げていくというのが筋だと思います。例えば、町がその部 分を肩代わりしている部分というのは、実際ございます。町債のほうを見ていただくと分か るんですが、廃止した志津川地区の公共下水分の地方債の残につきましては、生産性を持っ てないということもございますので、一般会計のほうで担っているという状況ですが、最終 的に料金設定にその部分まで含めて計算されるということをまず念頭に置きますと、当然の ことながら、一般会計のほうでやみくもに借金が多いから面倒を見ましょうといったような ことにはならないかと思います。あくまでも独立採算が求められる事業ということでござい ます。たまたま現在のところは、関係では上水道だけが企業会計として行われておりますが、 当然のことながら、独立採算を目指して料金設定といったものを検討していく1つの経営分 析上の指標にもなりますので、そこはやみくもに一般会計が裕福だからといってそこまでを 穴埋めすると。結果的にはそういう形にはなっておりますが、結局、その事業をやるために どれぐらい町の費用がかかっているのという分析上も見え隠れしてしまう可能性もございま すので、引き続き、特別会計については独立採算でやるという原則の下、しっかりと担って いただくということになろうかと思います。

- ○委員長(村岡賢一君) 後藤委員。
- ○後藤伸太郎委員 理解するところなんですが、やみくもに利息を払っているからあるところからもう全部出して借金、返しちゃえとか。借金返しちゃえと言ったって、残高の総額3億8,600万円ですよね。やみくもにとか、一般会計が裕福だからという思いではないんですよ。そこは御理解いただきたいと思うんですが。

ただ、次の世代、先の世代、前の事業で残ったものが、利息の支払い、町債の返還というものが先々まで残っていくことは既に見えてしまっているので、そこを減らす努力はやはり、独立会計だという姿勢を堅持するのであれば、独立会計の中で何とか少しでも多く返済していくということを考えていただきたいとは思いますので、引き続き、意を用いて進めていっていただきたいと思います。

○委員長(村岡賢一君) ほかに。(「なし」の声あり)ないようでありますので、これをもって認定第7号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡賢一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと 決定されました。

次に、認定第8号令和3年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。 令和3年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長補佐。

○上下水道事業所長補佐兼上水道係長(石田秀一君) 認定第8号令和3年度南三陸町水道事業 会計決算の細部説明をさせていただきます。決算書292、293ページをお開き願います。

令和3年度南三陸町水道事業会計決算報告書になります。

まず、3条予算(1)の収益的収入及び支出です。

上段の収入から、1款水道事業収益の決算額は6億3,565万8,714円となり、前年度比較でマイナス12.6%、9,165万1,582円の減となっております。減少の大きな要因は、営業収益における給水収益の減少及び営業外収益における減価償却に対する補助金相当の長期前受金戻入及び他会計補助金の減によるものです。本業の営業収益における給水収益は、税抜きで対前

年度比較マイナス5.1%、1,630万670円の減となっております。

下段の支出です。1款水道事業費用の決算額は6億4,979万4,912円となります。前年度比較でマイナス8.23%、5,830万2,062円の減となっております。減少の主な要因は、営業費用において資産減耗費、減価償却費などが減少したことによるものです。

なお、収益的収支に係る前年度対比等については、決算書附属書類の305ページ、(2)事業収入に関する事項及び(3)事業費用に関する事項を併せて御確認願いたいと思います。

次に、294、295ページを御覧願います。

4条予算(2)の資本的収入及び支出になります。

上段の収入、1款水道資本的収入の決算額は9億2,563万9,000円となり、対前年度比較でマイナス7.99%、8,042万5,374円の減となります。減の要因につきましては、水道施設災害復旧事業に対する国庫補助金の減によるものです。

下段の支出、1款水道資本的支出の決算額は10億5,247万6,270円となり、前年度比較でマイナス19.8%、2億6,011万2,613円の減となります。減の大きな要因といたしましては、建設改良費における水道施設工事費の減によるものです。

また、水道施設災害復旧事業費1億2,707万5,000円につきましては、翌年度に繰り越しております。

なお、建設改良工事の概要につきましては、決算書附属書類の303、304ページに記載しておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

以上が令和3年度の決算の概要ですが、収益的収支と資本的支出の合計から減価償却費を除いた決算の事業規模13億4,371万円は前年度比較でマイナス16.62%、約2億6,787万円の減となりました。

次に、財務諸表について説明させていただきます。決算書の297ページを御覧願います。

1番、令和3年度南三陸町水道事業損益計算書です。この損益計算書は、令和3年度の事業 成績を明らかにするため作成したものです。

経営の概要といたしまして、給水水域が減少し、災害復旧が進んで固定資産が増加し、それに伴い減価償却費も増えて営業損失が生じております。中段の経常利益はマイナス1,540万2,689円で、下段の特別損失額が31万4,117円を加えた、その下の当年度純利益はマイナス1,571万6,806円となりました。最下段の令和3年度末の未処理欠損金はマイナス5,461万7,991円です。

次に、298、299ページをお開き願います。

2番、令和3年度南三陸町水道事業剰余金計算書です。この計算書は、資本剰余金及び利益 剰余金が年度中にどのように増減したかを示すもので、下段の表は欠損金処理計算書です。

次に、300、301ページをお開き願います。

4番といたしまして、令和3年度南三陸町水道事業貸借対照表です。この表は水道事業の財政状況を表すもので、令和3年度末の保有資産、負債及び資本を総括的に表しています。

左側の資産の部、中段の固定資産合計は121億9,782万円ほどで、前年度末からプラス3.35%、3億9,564万円ほど増加しております。流動資産と合わせた最下段の資産合計は130億1,380万円ほどとなりました。

これに対し、資産がどのようにして得られたかを示す負債・資本については、右側の負債の 部の中段、負債合計が59億395万円ほどで、前年度末からプラス17.92%、8億9,722万円ほど 増加しております。資本の部の資本合計は71億985万円ほどとなりました。

302ページからは、決算附属資料として事業報告書のほか各種明細等を記載しておりますので、御参照願います。

以上で水道事業会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(村岡賢一君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。 質疑お願いします。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって認定第8 号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡賢一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと 決定されました。

次に、認定第9号令和3年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。 令和3年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。 ○南三陸病院事務部事務長(後藤正博君) それでは、認定第9号令和3年度南三陸町病院事業 会計決算の細部説明をさせていただきます。

説明に入らせていただく前に、この決算書には表していない当病院への各種支援について、 御報告いたします。

令和3年度においては、前年度に引き続き、宮城県から自治医科大学卒業医師の配置事業での内科医1名と整形外科医1名の計2名の派遣を頂戴しております。東北大学病院からは、地域医療支援事業として内科医師1名の支援を頂戴するとともに、その他外来非常勤科に対する医師の定期派遣もいただいております。また、同大学病院からは、月20日程度の当直支援や土日・祝祭日等の日当直についても支援をいただいている状況でございます。透析診療においては、東北大学病院腎・高血圧・内分泌科の御支援により診療開始以来、継続して透析診療に関わるシステムによる管理を行っていただくとともに、所属の透析担当医師には毎週1回程度の透析診療にも御協力いただきました。

令和3年度の患者数を申し上げます。入院2万8,104人、外来4万4,097人で、前年度との比較では入院で261人の増、外来で673人の減となりました。入院は1日当たり0.7人の増、外来は1日当たり患者数で2.7人の減となっております。

それでは、細部説明をさせていただきます。

資料は、決算書323、324ページからとなりますが、収益的収支に関わる令和2年度との対比につきましては決算附属書類336ページに記載されておりますので、併せて御確認ください。

では、323、324ページ、収益的収入及び支出について説明させていただきます。

最初に収入となります。

病院事業収益は18億7,199万4,712円であり、令和2年度との比較では2億1,918万8,000円、10.5%の減となりました。予算に対する収入率は92.3%となります。医業収益では6,726万8,000円、5.3%の増となっております。医業収益の増加は、一般病棟全床の地域包括ケア病棟入院料への転換や新型コロナワクチン接種による公衆衛生活動収益の増が主な要因となっております。

支出につきましては、病院事業費用として18億4,131万4,233円、前年度との比較は2億2,841万8,000円、率にして11%の減となりました。予算額に対する執行率は90.8%となります。うち医業費用は18億3,178万3,713円の決算で、前年度との比較では1億399万8,000円、率にして5.4%の減です。

次に、325、326ページ、資本的収入及び支出でございます。施設の整備や企業債の償還金等の支出、この財源としての企業債収入や一般会計からの出資金が計上されています。

初めに、収入でございますが、病院事業資本的収入額は8,203万6,092円、前年度との比較では2,097万円の増額となりました。医療機器等購入に係る企業債による収入増が主な要因です。企業債の内訳は、決算附属書類338ページに詳細が記載されております。

続きまして、支出です。病院事業資本的支出ですが、8,206万3,267円の決算となりました。 前年度との比較では2,117万6,000円の増となりました。歳出における建設改良費等の増額に よるものです。資本的支出の下段に記載してありますように、資本的収入額が資本的支出に 不足する額2万7,175円は、当年度分損益勘定留保資金で補塡しております。

なお、建設改良に関する充用契約については、決算附属書類337ページを御参照願います。 続きまして、財務諸表について説明させていただきます。

327ページの損益計算書でございます。事業年度の経営成績を明らかにするために作成する 決算書類で、税抜きの表記となりますので決算報告書の数値とは合致いたしません。

まず医業収益が13億2,515万7,574円と、昨年との比較では6,347万7,000円、5%増加しております。それに対して医業費用は17億8,096万5,199円と、昨年との比較においては1億520万9,000円、5.6%の減少となり、差引き4億5,580万7,625円の医業損失となりました。医業収益が減少した上に医業費用も減少しております。結果として、損失額は前年度との比較では1億6,868万7,000円の損失減という結果になりました。前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症により年間を通して医業収益に対し影響を受けましたが、一般病棟全床の入院料を地域包括ケア病棟入院料としたことにより入院収益は前年対比で増となりました。また、新型コロナワクチン接種の延べ接種人数は、集団・個別合わせて1万8,740人であり、4,268万4,000円の公衆衛生活動収益によりその他医業収益も増となりました。

また、医業外収益が 5 億3,749万8,204円と昨年との比較では 2 億4,534万5,000円、31.3%の減となっております。内訳として一般会計負担金が 1 億1,203万5,000円、24.8%の減、県及び国の補助金等において5,868万6,000円の減となっております。その他医業外費用及び特別利益・損失を加えた最終的な当該年度の純利益は3,068万479円となります。繰越欠損金が 8 億6,845万7,796円となっておりますので、年度未での未処理欠損金の額は 8 億3,777万7,000円となりました。年度別の損益の状況は決算附属書類338ページを御覧ください。

次に、328、329ページをお開きください。

剰余金計算書ですが、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したのかの内容を示すもので、当該年度の変動としては、自己資本金に一般会計からの繰入金を、資本剰余金に修学資金貸付基金の利息を計上しております。

次に、欠損金処理計算書ですが、自己資本金、資本剰余金及び未処理欠損金等が議会の議決による処分により変動した残高の計算書となっております。

次に、330ページ、331ページをお開きください。

病院事業貸借対照表でございます。事業年度末日の財政状況を明らかにするために作成される決算書類でございます。

資産といたしましては、建物等の固定資産、現金等の流動資産、合わせて43億7,837万1,422 円、昨年度との比較では固定資産の償却等により6,821万6,000円ほど減少しております。

対して、負債及び資本でございますが、負債は企業債、繰延収益としての長期前受金などで合計44億2,975万4,485円。資本は自己資本金、剰余金としての国・県補助金、欠損金など合計マイナス5,138万3,063円で、負債及び資本の合計がバランスシートですので資産の合計額と一致するものです。

以上、財務諸表の説明とさせていただきますが、333ページから344ページに決算附属書類と して事業内容等を詳しく記載しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

以上で病院事業会計決算の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(村岡賢一君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑お願いします。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって認定第9 号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡賢一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと

決定されました。

次に、認定第10号令和3年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを 議題といたします。

令和3年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。 ○南三陸病院事務部事務長(後藤正博君) それでは、認定第10号令和3年度南三陸町訪問看護 ステーション事業会計の細部説明をさせていただきます。

資料は決算書345、346ページからとなります。収益的収支に係る前年度との対比や事業概要につきましては、決算附属書類355ページ以降に記載されておりますので、併せて御確認ください。

では、345、346ページ、収益的収入及び支出について説明させていただきます。

最初に、収入でございます。

訪問看護ステーション事業収益は4,233万135円であり、令和2年度との比較では1,037万7,000円、19.7%の減となりました。減少の主な理由は、療養費の減収によるものでございます。

支出につきましては、訪問看護ステーション事業として4,304万5,050円、令和2年度との比較は107万2,000円、率にして2.4%の減となりました。

続きまして、財務諸表について説明いたします。

347ページの損益計算書でございます。事業年度の経営成績を明らかにするために作成する 決算書類で、税抜きの表記となりますので決算報告書の数値とは合致いたしません。

まず、事業収益が4,191万5,689円、それに対して事業費用は4,270万8,884円、差引き79万3,000円の事業損失が生じました。その他事業外収益・費用及び特別利益・損失を加えた最終的な当該年度の純損失は71万4,915円となります。結果、当年度未処理剰余金の額は3,163万5,609円となりました。年度比較の状況は決算附属書類355、356ページを御覧ください。

次に、348、349ページをお開きください。

剰余金計算書ですが、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したのかの内容を示すもので、当該年度の変動としては、利益剰余金に当年度純損失として71万4,915円を計上しております。

次に、350、351ページをお開きください。

訪問看護ステーション事業貸借対照表でございます。事業年度末日の財政状況を明らかにす

るために作成される決算書類です。

資産といたしましては、車両の有形固定資産、現金等の流動資産、合わせて3,408万3,395円。 昨年度との比較では、流動資産の減により70万円ほど減少しております。対して、負債及び 資本でございますが、負債は未払金、繰延収益としての長期前受金などで合計57万9,121円、 資本は利益剰余金として3,350万4,274円で、負債及び資本の合計がバランスシートですので 資産の合計額と一致するものです。

以上、南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明とさせていただきます。どう ぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(村岡賢一君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。 ありませんか。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって認定第10号の 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 (「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡賢一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと 決定されました。

以上、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第10号までの10案は全て認定すべきものと決しました。

本特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告書を作成し、議長に報告することといたします。

これをもって令和3年度決算審査特別委員会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡賢一君) 異議なしと認めます。

南三陸町令和3年度の特別会計、決算審査特別委員会を無事終えることができてほっとして

おります。皆さんの御協力に感謝申し上げます。これをもって委員長の挨拶とさせていただ きます。

以上をもちまして、令和3年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時11分 閉会